

## 議案第 2 号

小城市公民分館長の設置に関する規則の一部を改正する規則

小城市公民分館長の設置に関する規則（令和 2 年小城市教育委員会規則第 7 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 5 月 25 日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

### 提案理由

公民分館長の報償費の見直しに伴い、小城市公民分館長の設置に関する規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市公民分館長の設置に関する規則の一部を改正する規則

小城市公民分館長の設置に関する規則（令和 2 年小城市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分		支給金額（年額）
基本額		33,000 円
規模加算	30 世帯以下	0 円
	31 世帯～99 世帯	6,600 円
	100 世帯～249 世帯	16,500 円
	250 世帯～399 世帯	33,000 円
	400 世帯以上	49,500 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第2号 小城市公民分館長の設置に関する規則（令和2年小城市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
<u>区分</u>	<u>支給金額（年額）</u>	<u>区分</u>	<u>支給金額（年額）</u>
均等割	33,000円	基本額	33,000円
1世帯あたり	150円	規模加算	30世帯以下
			0円
			31世帯～99世帯
			6,600円
			100世帯～249世帯
			16,500円
			250世帯～399世帯
			33,000円
			400世帯以上
			49,500円